

星美会会則

施行 昭和 34 年 4 月 1 日
最終改正 令和 4 年 3 月 1 日

第 1 条 名 称

本会は星美会と称し所在地を金沢学院大学附属高等学校内（金沢市末町 10）におく。

第 2 条 会 員

本会は金沢女子短期大学高等学校・金沢女子大学附属高等学校・金沢女子大学附属金沢東高等学校・金沢学院大学附属金沢東高等学校・金沢学院東高等学校・金沢学院高等学校・金沢学院大学附属高等学校卒業生を以って組織する。

第 3 条 目 的

本会は会員の交わりを親密にし、教養の向上、母校の発展に協力することを目的とする。

第 4 条 役員と任務

本会に下記の役員をおく

顧問 若干名

会長 1 名 副会長 3 名 書記 3 名 会計 2 名

監事 2 名 幹事 若干名

会長は会員中より役員会の決議により決定する。

副会長その他の役員は会長の指名により選出する。

クラス幹事は会員が各級別に金沢市及び付近在住のものより 2 名～3 名を選出し、会務を処理する。

第 5 条 会 議

本会は原則として、5 年に 1 回定期総会を開く。また、必要に応じて、役員会や幹事会、臨時総会を開く。

第 6 条 会費並びに会計年度

本会に入会の際は、入会金を納める。

本会の会計年度は 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わるものとする。

第 7 条 事 業

本会はその目的を達せんがため下記の事業を行う。

本会は本会と母校の状況等をホームページ等に掲載する。

会員は結婚、転居等を、その都度クラス幹事又は事務所に通知しなければならない。

第 8 条 改 正

本規則は役員会の過半数の同意をもって決議し、改正し得るものとする。